

清水駐在だより

松田警察署
清水駐在所
(82-0110)

あおり運転撲滅!



あおり運転の罰則強化!
罰則として(妨害運転として認定された場合)
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
行政処分の点数25点
必ず免許取消しで、2年間は免許再取得の手続きが禁止
(酒気帯び運転と同等の処分)

さらに

著しい交通の危険を生じさせた運転者は
妨害運転をして、その運転により高速自動車国道等での
自動車を停止させるなど、道路における著しい交通の危険を
生じさせた場合は

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
行政処分の点数35点
免許取消し、再取得禁止期間3年間
(酒酔い運転と同等の処分)

⚠ WARNING

あおり運転された時の対処法

- 1 即110番通報!
- 2 相手がエスカレートするかもしれないので、張り合って速度を上げたり、無理に逃げない。
- 3 危害防止のため、ドアを閉め窓を開けない。

2021

9月号



少年自身の不安や心配ごと、子供のことで不安や心配ごとを抱えている保護者の皆さんは少年相談窓口へ。

少年自身がいじめや犯罪被害等で困っていたり、保護者が子供の非行問題やいじめ、犯罪被害等で困っていることがありましたら、一人で悩まずに、最寄りの警察署やユーステレホンコーナー等にご相談ください。

少年本人だけでなく、保護者や学校関係者等からの相談を受け付けています。

ユーステレホンコーナー

TEL 0120-45-7867
(フリーダイヤル)

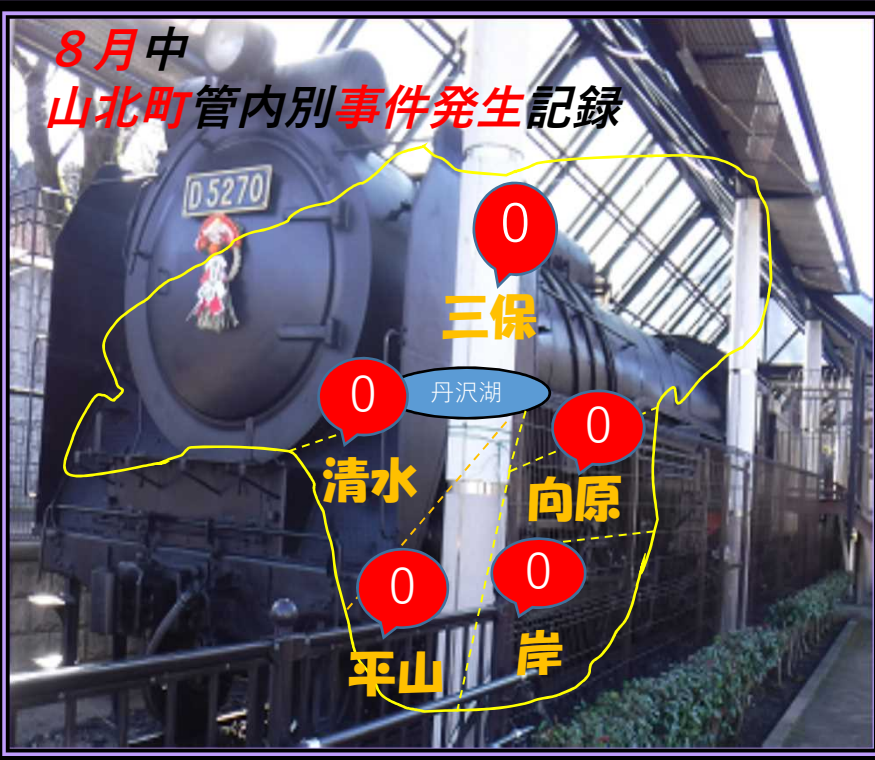
TEL 045-641-0045

受付時間 平日(月~金曜日) 8時30分~17時15分

【祝日、年末年始を除く】

◆対象は20歳未満の少年です。

8月中 山北町管内別事件発生記録



令和3年8月中旬、山北町において、河川でキャンプをしていた者が次の日、河川が増水したことにより、中州に取り残される事案が発生しました。

キャンプ等河川で行うときは、天候には十分気を付け、早めの避難・解散をお願いします。